

ケアハウス第二椿寿荘利用料金表（1割負担の方）

- 【入居条件】 ①介護保険において要支援認定及び要介護認定を受けている方
②60歳以上の方
- 【入居時預り金】 300,000 円 （入居時にお預りさせていただきます）
- 【利用料】 ①生活費 46,320 円 11月～3月は冬季暖房費加算として1,960円が加算されます。
②事務費 10,000～37,700円 前年の対象収入により負担額が異なります。
③管理費 37,000 円
④介護保険一部負担金 介護認定区分および加算算定状況により異なります。

介護認定	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単価	183	313	542	609	679	744	813
1カ月（30日）	5,490	9,390	16,260	18,270	20,370	22,320	24,390

基本利用料早見表（生活費・事務費・管理費・介護保険一部負担金の合計）

30日計算

階層	介護認定 対象収入 (事務費)	要支援 1 (7,140円)	要支援 2 (11,539円)	要介護 1 (19,898円)	要介護 2 (22,165円)	要介護 3 (24,534円)	要介護 4 (26,734円)	要介護 5 (29,069円)
1	1,500,000円以下 (10,000円)	100,460円	104,859円	113,218円	115,485円	117,854円	120,054円	122,389円
2	1,500,001 ～1,600,000円 (13,000円)	103,460円	107,859円	116,218円	118,485円	120,854円	123,054円	125,389円
3	1,600,001 ～1,700,000円 (16,000円)	106,460円	110,859円	119,218円	121,485円	123,854円	126,054円	128,389円
4	1,700,001 ～1,800,000円 (19,000円)	109,460円	113,859円	122,218円	124,485円	126,854円	129,054円	131,389円
5	1,800,001 ～1,900,000円 (22,000円)	112,460円	116,859円	125,218円	127,485円	129,854円	132,054円	134,389円
6	1,900,001 ～2,000,000円 (25,000円)	115,460円	119,859円	128,218円	130,485円	132,854円	135,054円	137,389円
7	2,000,001 ～2,100,000円 (30,000円)	120,460円	124,859円	133,218円	135,485円	137,854円	140,054円	142,389円
8	2,100,001 ～2,200,000円 (35,000円)	125,460円	129,859円	138,218円	140,485円	142,854円	145,054円	147,389円
9	2,200,001円以上 (37,700円)	128,160円	132,559円	140,918円	143,185円	145,554円	147,754円	150,089円

※生活費には食費を含んでいます。

※基本利用料に加えて、各種加算を算定させていただくことがあります。詳しくは裏面をご確認ください。

※対象収入の（ ）内は事務費の1月分の利用者負担額です。

※早見表には生活費の冬季暖房費加算の1,960円は含まれておりません。

※個人で利用される電気、電話、水道料、有線TV視聴料は利用者負担となります。

※主治医の指示のある治療食代には、1食当たり100円が加算されます。（高血圧食、糖尿病食、腎臓病食の3種）

※利用料については、法改正ならびに長崎県の基準額改定等により変更になる場合があります。

※その他日常生活にかかる費用については裏面をご確認ください。

令和6年11月1日改定

ケアハウス第二椿寿荘 加算一覧表

※すべての加算を算定するわけではありません。

令和6年11月1日現在

加算名		単位数	対象者
1	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日	職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある場合
2	夜間看護体制加算（Ⅰ）	18単位/日	夜間に看護師配置を行う場合
3	夜間看護体制加算（Ⅱ）	9単位/日	夜間において看護職員オンコール体制などを整備している場合
4	科学的介護推進体制加算	40単位/月	身体状況や疾患情報を厚生労働省へ提出し科学的な介護の実践につなげる場合
5	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月	利用者の安全及び介護サービスの質を確保し、職員の負担軽減について検討する委員会の開催や見守り機器等を活用し、業務改善を継続的に行う場合。
6	A D L 等維持加算	30単位/月	利用者の自立支援・重度化防止のため機能訓練等に取組み評価期間の中でADLの維持または改善の度合いが一定の水準を超えている場合
7	口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/6ヶ月	利用者の口腔機能を定期的に確認し口腔・栄養の状態を的確に把握した上でより良いケアを提供する場合
8	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月	新興感染症予防のため、医療機関との連携を構築し、定期的な情報交換を行い、感染予防の研修受講や助言、指導を受けた場合
9	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受ける場合
10	協力医療機関連携加算（Ⅰ）	100単位/月	協力医療機関連携加算（Ⅱ）に加え、医療機関への相談が常時できる体制の確保、および診療を行う体制を常時確保している場合。
11	協力医療機関連携加算（Ⅱ）	40単位/月	協力医療機関と定期的な会議において入居者の情報共有を行った場合。
12	介護職員等処遇改善加算	月総単位数の12.8%	介護職員等の処遇改善における複数の取り組みを行いサービスの質を保持している場合
13	退居時情報提供加算	250単位/回	医療機関へ入院した場合、医療機関へ情報提供を行った場合
14	退院・退所時連携加算	30単位/日	医療機関等から退院をする際に施設で生活が円滑に送れるように病院等と連携・調整を行った場合（（再）入居後30日間）
15	看取り介護加算（Ⅰ） / （Ⅱ） -1	72単位/日	施設で看取り介護を行った場合。死亡日以前31日以上45日以下 ※夜間看護職員の配置があった場合は（Ⅱ）572単位/日
16	看取り介護加算（Ⅰ） / （Ⅱ） -2	144単位/日	施設で看取り介護を行った場合。死亡日以前4日以上30日以下 ※夜間看護職員の配置があった場合は（Ⅱ）644単位/日
17	看取り介護加算（Ⅰ） / （Ⅱ） -3	680単位/日	施設で看取り介護を行った場合。死亡日2日前および3日前 ※夜間看護職員の配置があった場合は（Ⅱ）1180単位/日
18	看取り介護加算（Ⅰ） / （Ⅱ） -4	1280単位/日	施設で看取り介護を行った場合。死亡日 ※夜間看護職員の配置があった場合は（Ⅱ）1780単位/日

その他実費負担となるもの		備考
1	居室における電気・水道・電話（固定）・ケーブルTV視聴料など	電気は九州電力との個別契約となり、その他は施設利用料と合算してご請求
2	医科診療や歯科診療にかかる診療費、薬局調剤医療費等の医療費	
3	お菓子や飲料、オムツ、歯磨きなど嗜好や個人で使用するもの	週1回のマーケット注文をご利用ください
4	衣類洗濯代行	3,000円/月
5	受診（通院）付き添い代行	1,000円/時
6	散髪・理美容代	月1回訪問理美容（事前予約が必要です）
7	施設行事等の写真印刷や証書、文書のコピー等	

※状況によっては対応ができない場合があります。予めご了承ください。